

法定資本が必要となる投資分野

No	業種	法定資本の分野	法定資本	法律根拠
1	商業銀行	商業銀行	3兆ドン	
		政策銀行	5兆ドン	
		協力銀行	3兆ドン	
		外国銀行の支店	1,500万米ドル	
2	人民信用基金 Peoples credit fund	村または町で運営される 地方人民信用基金	5億ドン	政 令 86/2019/N D-CP
		坊または複数の村もしくは 坊で運営される地方人民 信用基金	10億ドン	
3	非銀行信用機関 Non-bank credit institutions	金融会社：	5,000億ドン	
		金融リース会社	1,500億ドン	
		マイクロ金融機関	50億ドン	
4	警備サービス業 Management of security service		法定資本を問わないが、外資の警備サービス経営業者と合弁企業設立の場合には、外資側は100万米ドルの資本金拠出が必要。	政令 96/2016/N D-CP
5	研修生の海外派遣サービス		20億ドン。その内、預り金額10億ドン。	法律 69/2020/Q H14 および 政令 112/2021/N D-CP
6	空港経営業		最低1,000億ドン	
7	航空サービス(空港経営業ではない場合)	乗客ターミナル運営サービス、駅運営のサービス、倉庫運営サービス、ガソリン提供サービス	資金300億ドン以上	政令 92/2016/N D-CP(政令 89/2019/N D-CP、政令 64/2022/N D-CPにより改正)
	空運事業		・10台以下の航空機：最低3,000億ドン ・11台から30台の航空機：最低6,000億ドン ・30台を超える航空機：最低7,000億ドン	
	一般の空港事業 General aviation services(例：飲食、広告など)		1,000億ドン	
9	海上輸送	国際海運業	50億ドン以上の保証または船員に対する船主の責任を保証する保険に加入	政令 160/2016/N D-CP(政令 147/2018/N D-CPにより改正)
		内陸海運業	なし	

10	国際観光サービス	インバウンド観光客への旅行サービス	預り金額 5,000 万ドン	観光法の一部条項の細則を規定する政令 168/2017/N D-CP(政令 142/2018/N D-CP およ び政令 94/2021/N D-CP によ り一部改 正)	
		アウトバウンド観光客への旅行サービス	預り金額 1 億ドン		
		インバウンドおよびアウトバウンド観光客への旅行サービス	預り金額 1 億ドン		
11	人材紹介サービス		預り金額 3 億ドン	政令 23/2021/N D-CP	
12	証券	証券仲介 Brokerage	250 億ドン	政 令 155/2020/N D-CP	
		ディーリング(自己売買) Self-trading	500 億ドン		
		証券発行保証 Underwriting	1,650 億ドン		
		証券投資および金融コンサルティング Securities investment and financial consultancy	100 億ドン		
		資金運用ビジネス Fund management business	250 億ドン		
13	金融関連事業 Gold business activity	ゴールドバー(金地金)の 売買	・一般企業:1,000 億ドン ・信用機関:3 兆ドン	政 令 24/2012/N D-CP	
14	保険業	非生命保険	非生命保 険 および健康 保険	3,000 億ドン	政令 73/2016/N D-CP(政令 151/2018/N D-CP、政令 80/2019/N D-CP およ び政令 46/2023/N D-CP によ り改正)
			非生命保 険および 健康保険、 空港保険ま たは衛星 保険	3,500 億ドン	
			非生命保 険 および健康 保険、空港 保険および 衛星保険	4,000 億ドン	

		生命保険	生命保険 および健康 保険	6,000 億ドン		
			生命保険 および健康 保険、単位 連結保険 (unit- linked insurance) または年金 保険	8,000 億ドン		
			生命保険 および健康 保険、単位 連結保険 (unit- linked insurance) および年金 保険	1 兆ドン		
		保険仲介	保険仲介ま たは再保 険仲介	40 億ドン		
			保険仲介 および再保 険仲介	80 億ドン		
		非生命保険 を実施する 外国企業の 支店	非生命保 険および健 康保険	2,000 億ドン		政令 73/2016/N D-CP(政令 151/2018/N D-CP、政令 80/2019/N D-CP およ び政令 46/2023/N D-CP によ り改正)
			非生命保 険および健 康保険およ び空港保 険または衛 星保険	2,500 億ドン		
			非生命保 険、健康保 険、空港保 険および衛 星保険	3,000 億ドン		
		健康保険のみ実施する企 業	3,000 億ドン			
		非生命再保険、および健 康再保険を実施する企業 または非生命再保険およ び健康再保険を実施する 企業	4,000 億ドン			

		生命再保険、生命再保険 および健康再保険を実施 する企業	7,000 億ドン	
		生命再保険、非生命再保 険および健康再保険を実 施する企業	1 兆 1,000 億ドン	
15	通信業	無線周波数帯を使用せず に、固定通信ネットワー クインフラを構える場合、電 話加入者	<ul style="list-style-type: none"> ・一省または中央レベル市におい て:50 億 ドン。最低投資金額:最 低 150 億ドン、許可書の取得日よ り最初の 3 年間以内に調達を実施 する。 ・2~30 省または中央レベル市に おいて:300 億 ドン。最低投資金 額:最低 1,000 億ドン、許可書の取 得日より最初の 3 年間以内に調達 を実施する。 ・全国(30 以上の省および中央レ ベル市)において:1,000 億 ドン。 最低投資金額:最低 3,000 億ドン、 許可書の取得日より最初の 3 年間 以内に調達を実施する。 	政令 25/2011/N D-CP(政令 81/2016/N D-CP およ び政令 49/2017/N D-CP によ り一部改 正)
		無線周波数帯を使用し、 固定通信ネットワークイン フラを構える場合、電話加 入者	<ul style="list-style-type: none"> ・15~30 省または中央レベル市に おいて:1,000 億 ドン。最低投資 金額:最低 3,000 億ドン、許可書の 取得日より最初の 3 年間以内に調 達を実施する。 ・全国(30 以上の省および中央レ ベル市)において:3,000 億ドン。最 低投資金額:許可書の取得日より 最初の 3 年間以内に調達金額 1 兆 ドン以上を実施する。許可書の取 得日より 15 年間で調達金額 3 兆 ドン以上を実施する。 	
		地上モバイル通信ネットワ ークインフラを構える場合	<ul style="list-style-type: none"> ・無線周波数チャンネルの使用:200 億 ドン。最低投資金額:最低 600 億ドン以上、許可書の取得日より3 年間以内に調達を実施する。 ・無線周波数帯の使用なし(仮 想):3,000 億ドン、最低投資金額: 許可書の取得日より最初の 3 年間 以内に調達金額 1 兆ドン以上を実 施する。許可書の取得日より 15 年 間以内に調達金額 3 兆ドン以上を 実施する。 ・無線周波数帯の使用:5,000 億ド ン。最低投資金額:許可書の取得 日より最初の 3 年間以内に調達金 額 2.5 兆ドン以上を実施する。ま た、許可書の取得日より 15 年間で 	

			内に調達金額 7.5 兆ドン以上を実施する。	
		固定衛星通信ネットワークインフラおよび移動衛星通信ネットワークインフラの設置。	法定資本金:300 億ドン。最低投資金額:許可書の取得日より最初の3 年間以内に調達金額 1,000 億ドン以上を実施する。	
16	独立監査法人(有限会社の場合)		2012年5月1日～2014年12月31日:30億ドン 2015年1月1日:50億ドン	政令 17/2012/N D-CP(政令 151/2018/N D-CP によ り一部改 正)
17	労働者派遣業		預り金額:20億ドン	政令 145/2020/N D-CP(政令 35/2022/N D-CP によ り一部改 正)
18	信用格付業		150億ドン	政令 88/2014/N D-CP(政令 151/2018/N D-CP によ り一部改 正)
19	①商品取引所		1,500億ドン(外国投資家は49%を超えない場合許可される)	政令 51/2018/N D-CP およ び商品交換 所における 商品購入お よび販売に 関する商法 の施行細則 を定める政 令 158/2006/N D-CP
	②商品取引所の仲介業者		50億ドン	
	③商品取引所の取引会員		750億ドン	
20	デジタル署名の公共認証サービス		預り金額50億ドン	政令 130/2018/N D-CP
21	病院		2,000万米ドル	WTO 公約
	総合診療所		200万米ドル	
	専門治療施設		20万米ドル	

外資系企業に対する出資比率の制限

事業内容	出資比率の制限
広告サービス(CPC 871、タバコの広告を除く)	合弁会社の設立または事業協力契約の締結のみ可能である。2009年1月1日から、合弁会社における外国側の出資比率の制限はなくなった。
農業、狩猟および林業サービス(CPC 881)	合弁会社の設立または事業協力契約の締結のみ可能である。外国側の出資比率が合弁会社の資本金の51%を超えてはならない。
基本通信事業サービス	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークインフラを備えない場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の65%を超えてはならない。 ネットワークインフラを備える場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の49%を超えてはならない。
仮想プライベートネットワークサービス	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークインフラを備えない場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の70%を超えてはならない。 ネットワークインフラを備える場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の49%を超えてはならない。
付加価値サービス(Webコンテンツサービスなど)	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークインフラを備えない場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の65%を超えてはならない。 ネットワークインフラを備える場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の50%を超えてはならない。
映画製作(96112)	合弁会社の設立または事業協力契約の締結のみ可能である。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の51%を超えてはならない。
映画配給(96113)	合弁会社の設立または事業協力契約の締結のみ可能である。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の51%を超えてはならない。
映画上映(96121)	合弁会社の設立または事業協力契約の締結のみ可能である。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の51%を超えてはならない。
銀行およびその他金融業	商業銀行の株式で出資する場合、外国企業の出資比率はその商業銀行の定款資本金の30%を超えてはならない。
旅行代理およびツアー手配業(CPC 7471)	合弁会社の設立のみ可能である。合弁会社における外国側の出資比率は制限されていない。
娯楽サービス(演劇、サーカス、ライブショーを含む)(9619)	ベトナムにおいて本サービスの提供が可能なベトナム企業との合弁会社の設立または事業協力契約の締結のみ可能である。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の49%を超えてはならない。
電子ゲームセンター(CPC 964)	合弁契約の形態若しくは合弁企業設立の形態のみである。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の49%を超えてはならない。
海運サービス(CPC 7211, 7212)	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム国旗を掲揚する船隊の運営会社を設立する場合：サービスを提供する外国業者は外国側の出資率が合弁会社の法定資本の49%を超えない合弁会社の設立を認める。

	<ul style="list-style-type: none"> 国際海運業サービスを提供する会社設立の場合：外国の海運会社は100%外資企業の設立が可能である。
コンテナ積み下ろしおよび船積みサービス(CPC 7411)	外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の50%を超えてはならない。
通関サービス	合弁会社における外国側の出資比率の制限は無し。
コンテナ倉庫サービス	外国企業の出資比率は無制限である。
国内水路運輸サービス	外国企業の出資比率は合弁会社の法定資本金の49%を超えてはならない。
鉄道運輸サービス	外国企業の出資比率は合弁会社の法定資本金の49%を超えてはならない。
道路運輸サービス	市場の需要に応じて、外国企業の出資比率が51%超えない品物運送サービスを提供する合弁会社の設立または事業協力契約の締結が可能である。
倉庫業(CPC 742)、品物運送代理業(CPC 748)	外国企業の出資比率は無制限である。
空港経営業	外国投資家または外国企業の出資比率は定款資本金の30%を超えてはならない。
航空サービス(空港経営業ではない場合)	旅客ターミナル、航空貨物ターミナル運営、燃油供給、地上での技術および商業サービス、または飛行場運営サービスを提供する場合、外国投資家または外国企業の出資比率は定款資本金の30%を超えてはならない。
空運事業	外国投資家または外国企業の出資比率は、定款資本の34%を超えてはならない。外資系ベトナム企業の場合は、定款資本の49%を超えてはならない。
一般の空運事業(飲食、広告など)	外国投資家または外国企業の出資比率は、定款資本の34%を超えてはならない。外資系ベトナム企業の場合は、定款資本の49%を超えてはならない。

*ベトナム国のWTO加盟は、2007年1月11日